

有形文化財 (彫刻)

もくぞう あ み だ にょらいざ ぞう 20. 木造阿弥陀如来坐像

■指定年月日 昭和 49 年 6 月 17 日 (1974)

■像 高 104.5cm

■所 在 地 三崎町寺家ツ59

翠雲寺 ■所 有 者

如来坐像である。

着材で頭部と胴体部を一木で造り、両腕は肩で継 継がれている。 ぎ、その左腕は肘で継ぎ、両手は手首で継いである。 豊かな肉髻(頭頂の盛り上がり)と螺髪。弥陀定印 の手は、右手は肘から、左は手首から先が後世に 補修されている。胴体は背中を割って、内部は空 洞になっている。

この仏像は、須須神社の別当寺であった高勝寺 (天台宗) の阿弥陀堂に安置されていたが、明治元 年(1868)の神仏判然令(神仏分離)の影響で、 まもなく講堂・観音堂・阿弥陀堂などが破却され、

く装飾をつけない出家解脱の姿、典型的な阿弥陀 毀釈)。現在はその跡地に、金沢から転入した翠雲 寺(天台宗)があり、この阿弥陀如来像などが引

> 往時は燦然と金色の光を放っていたこの仏像は、 そのおおらかな彫刻技法からみて、仏師名は未確 認ながら、平安時代末期(12世紀)を下らない頃 の作品とみられている。